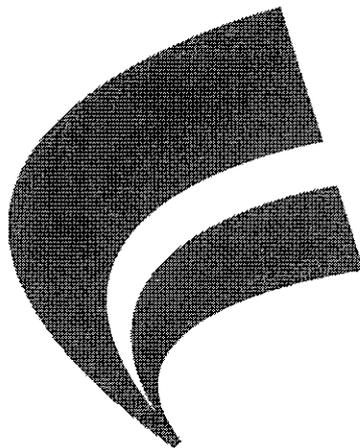


令和5年度 教育委員会

(第6回定例会)

開催日 令和5年9月1日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度9月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年9月1日(金)午後2時開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(9月議事録：内田委員、飯田委員職務代理)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - 報告第4号
令和5年笛吹市議会第3回定例会提出議案等について
 - 議案第11号
令和5年度教育に関する事務の点検・評価報告書(令和4年度実施事業)について
 - 議案第12号
笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例、笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則、笛吹市役所支所設置条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第13号
笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
 - 議案第14号
笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年10月13日(金)
午後1時30分～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第 4号 (9月)

令和5年笛吹市議会第3回定例会提出議案等について

教育委員会

令和5年笛吹市議会第3回定例会会期日程

○会 期：令和5年9月4日（月）～9月28日（木）

25日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
8月28日	月	議会運営委員会	午前10時	・会期日程等協議
		全員協議会	午後3時	
9月4日	月	本 会 議	午後1時30分	・市長行政報告・提出議案説明 ・決算審査報告
5日	火	休 会		
6日	水	休 会		
7日	木	休 会		
8日	金	休 会		
9日	土	休 会		
10日	日	休 会		
11日	月	休 会		
12日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び代表質問
13日	水	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
14日	木	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
15日	金	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査
16日	土	休 会		
17日	日	休 会		
18日	月	休 会		
19日	火	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査
20日	水	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
21日	木	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
22日	金	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
23日	土	休 会		
24日	日	休 会		
25日	月	休 会		(常任委員会予備日)
26日	火	休 会		
27日	水	休 会		
28日	木	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午1時30分	・委員会の審査報告・討論・採決

目 次

- 報告第6号 令和4年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 報告第7号 学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について
- 承認第8号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて
- 議案第53号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 議案第54号 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第55号 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第56号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 議案第57号 笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について
- 議案第58号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 議案第59号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第60号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第61号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第62号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第63号 令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第64号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第65号 令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第66号 令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第67号 令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第68号 令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第69号 令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

- 議案第70号 令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第71号 令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第72号 令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第73号 令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第74号 令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第75号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第77号 令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 令和4年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 令和4年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第82号 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 令和4年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 令和4年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第87号 令和4年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第88号 令和4年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 令和4年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第90号 令和4年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第91号 令和4年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第92号 令和4年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第93号 令和4年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 令和4年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 議案第95号 令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 議案第96号 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 議案第97号 令和4年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 議案第98号 普通財産の譲与について
- 議案第99号 動産の取得について(資機材搬送車購入(明許))
- 議案第100号 動産の取得について(ひとり一台パソコン用シンクライアント端末購入)
- 議案第101号 動産の取得について(指定避難所防災物品購入)
- 議案第102号 市道廃止について
- 議案第103号 市道認定について

議案第11号（9月）

令和5年度教育に関する事務の点検・評価報告書(令和4年度事業)について

※別冊資料

教育総務課

議案第12号（9月）

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する
条例、笛吹市社会教育施設条例施行規則の
一部を改正する規則、笛吹市役所支所設置
条例施行規則の一部を改正する規則につい
て

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 27 年 笛吹市条例第 24 号) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例
	(平成 27 年 笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則
	(平成 16 年 笛吹市規則第 4 号) 笛吹市役所支所設置条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	老朽化した笛吹市御坂農村環境改善センターの除却に先立ち、同施設を廃止の上、後継の社会教育施設として笛吹市御坂生涯学習センターを設置するため、所要の改正を行う。
概要	<p>1 条例 9 月 30 日をもって社会教育施設から御坂農村環境改善センターを廃止し、その後、笛吹市御坂生涯学習センターを追加の上、当該施設の使用料(利用料金)を定める。</p> <p>2 教育委員会規則 社会教育施設の休業日を規定する第 2 条の表並びに笛吹市社会体育施設条例施行規則及び笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の様式第 4 号中御坂農村環境改善センターを削る。</p> <p>3 規則 御坂支所の所管する施設から農村環境改善センターを削る。</p>
経過	<p>御坂農村環境改善センターは、建設から 40 年以上が経過し老朽化が進んでいるほか、未耐震の建物であることから、平成 30 年 3 月には御坂区長会など 4 団体から、建替え又は改修を求める要望書が提出された。</p> <p>また、市は、令和 3 年 3 月に策定した個別施設計画(集会施設編)に基づき、御坂農村環境改善センターの機能を近隣施設に移転した上で、令和 6 年度に除却することとした。</p> <p>これらを踏まえ、令和 4 年 1 月 17 日の懸案協議において、御坂農村環境改善センターの機能を移転するため、御坂福祉センターを改修することが決定された。そのため、当該改修工事に令和 5 年 6 月から着手し、改修後の同施設を御坂生涯学習センターとして、令和 5 年 12 月から供用開始することとしている。</p> <p>なお、御坂生涯学習センターは、御坂支所で所管する。</p>
関係 法令	なし
予算 措置	<p>令和 5 年度当初予算計上 御坂生涯学習センター改修工事費 218,044 千円 御坂生涯学習センター改修工事監理業務委託料 2,871 千円</p>
その 他	<p>笛吹市御坂福祉センターは、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止された。</p> <p>条例の施行日は、御坂生涯学習センターの供用開始日が決まり次第、規則で定める。</p>

議案第 56 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

第1条 笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表笛吹市御坂農村環境改善センターの項を削る。

別表第1の3の表を次のように改める。

3 削除

第2条 笛吹市社会教育施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表笛吹市学びの杜みさかの項の次に次のように加える。

笛吹市御坂生涯学習センター	笛吹市御坂町栗合372番地1
---------------	----------------

別表第1中3の表を削り、4の表を3の表とし、同表の次に次の1表を加える。

4 笛吹市御坂生涯学習センター

利用区分	使用料 (1時間当たり)
創作活動室	200円
会議室1	
会議室3	
会議室4	
会議室5	
会議室6	
和室	
視聴覚室	
調理室	
会議室2	
ホール	
多目的室	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の笛吹市社会教育施設条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第2条に規定する笛吹市御坂生涯学習センターに係る利用の許可及び使用料又は利用料の減免並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、改正後の条例の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 第1条の規定の施行の日前に、同条の規定による改正前の笛吹市社会教育施設条例の規定によりなされた笛吹市御坂農村環境改善センターに係る処分、その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

提案理由

老朽化した笛吹市御坂農村環境改善センターの除却に先立ち、同施設を廃止の上、後継の社会教育施設として笛吹市御坂生涯学習センターを設置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「笛吹市御坂農村環境改善センター」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
(笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部改正)
- 2 笛吹市社会体育施設条例施行規則(笛吹市教育委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。
様式第4号中「御坂農村環境改善センター」を「市役所御坂支所」に改める。
(笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則(笛吹市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。
様式第4号中「御坂農村環境改善センター」を「市役所御坂支所」に改める。

(新)

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 印

体 育 施 設 利 用 許 可 書

次のとおり施設の使用を許可します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒		TEL	
	氏 名		代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
減額	— 円	納入額 合計		円	
許可条件					
・ 上記金額を、所定の納付書により、納付書に記載された場所に納めてください。					
・ 「笛吹市社会体育施設条例」及び「笛吹市学校施設の開放に関する条例」並びに裏面の「利用のきまり」を必ず守ってください。					

(裏 面)

■使用のきまり

公共施設を大切に使うよう心がけ、次の事項を守ってください。

- 1 申請目的以外の目的に施設を使用しないこと。
- 2 使用中は常に管理者の指示に従うこと。
- 3 施設等を滅失又は損傷したときは弁償すること。
- 4 利用許可以外の施設は使用しないこと。
- 5 利用許可日及び時間は守ること。
- 6 戸締りに責任をもつこと。
- 7 無許可での火気等の使用は禁止するとともに、喫煙は所定の場所以外では行わないこと。
- 8 利用が終わったら原形に復し、整備・清掃を必ず行うこと。
- 9 自動車等は指定の場所以外には乗り入れないこと。
- 10 ゴミ、空き缶、ビン等は必ず持ち帰ること。
- 11 利用許可書を他人に譲渡したり、又は交換しないこと。
- 12 その他関係条例・規則を必ず守ること。
- 13 きまりを守らない場合は、利用を許可しないこともある。

■体育施設利用調整会議

- 1 事前申請 調整会議の5日前までに事前申請(予約)を行う。
- 2 会議日 利用予定月の前月(毎月第2水曜日)に行い、その日が祝祭日の場合は翌日行う。
- 3 会議時間 前期(5月～9月) 午後8時～午後9時
後期(10月～翌4月) 午後7時30分～午後9時
- 4 会議場所 石和地区… スコレーセンター
御坂地区… 市役所御坂支所
一宮地区… いちのみや桃の里スポーツ公園体育館
八代地区… 若彦路ふれあいスポーツ館
境川地区… 境川総合会館
春日居地区… 春日居めぐり情報ステーション
芦川地区… 市役所芦川支所

定時申請により社会体育施設の利用の許可を受けようとする者及び団体は、社会体育調整会議に必ず出席してください。出席しないと使用できないこともあります。

(旧)

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 印

体 育 施 設 利 用 許 可 書

次のとおり施設の使用を許可します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒		TEL	
	氏 名		代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	~A・P	時間	円	円
減額	— 円		納入額 合計	円	
許可条件					
・ 上記金額を、所定の納付書により、納付書に記載された場所に納めてください。					
・ 「笛吹市社会体育施設条例」及び「笛吹市学校施設の開放に関する条例」並びに裏面の「利用のきまり」を必ず守ってください。					

(裏 面)

■使用のきまり

公共施設を大切に使うよう心がけ、次の事項を守ってください。

- 1 申請目的以外の目的に施設を使用しないこと。
- 2 使用中は常に管理者の指示に従うこと。
- 3 施設等を滅失又は損傷したときは弁償すること。
- 4 利用許可以外の施設は使用しないこと。
- 5 利用許可日及び時間は守ること。
- 6 戸締りに責任をもつこと。
- 7 無許可での火気等の使用は禁止するとともに、喫煙は所定の場所以外では行わないこと。
- 8 利用が終わったら原形に復し、整備・清掃を必ず行うこと。
- 9 自動車等は指定の場所以外には乗り入れないこと。
- 10 ゴミ、空き缶、ビン等は必ず持ち帰ること。
- 11 利用許可書を他人に譲渡したり、又は交換しないこと。
- 12 その他関係条例・規則を必ず守ること。
- 13 きまりを守らない場合は、利用を許可しないこともある。

■体育施設利用調整会議

- 1 事前申請 調整会議の5日前までに事前申請(予約)を行う。
- 2 会議日 利用予定月の前月(毎月第2水曜日)に行い、その日が祝祭日の場合は翌日行う。
- 3 会議時間 前期(5月～9月) 午後8時～午後9時
後期(10月～翌4月) 午後7時30分～午後9時
- 4 会議場所 石和地区… スコレーセンター
御坂地区… 御坂農村環境改善センター
一宮地区… いちのみや桃の里スポーツ公園体育館
八代地区… 若彦路ふれあいスポーツ館
境川地区… 境川総合会館
春日居地区… 春日居めぐり情報ステーション
芦川地区… 市役所芦川支所

定時申請により社会体育施設の利用の許可を受けようとする者及び団体は、社会体育調整会議に必ず出席してください。出席しないと使用できないこともあります。

(新)

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 印

体 育 施 設 利 用 許 可 書

次のとおり施設の使用を許可します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒		TEL	
	氏 名		代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日()	A・P	～A・P	時間	円	円
減額	— 円		納入額 合計	円	
許可条件					
・ 上記金額を、所定の納付書により、納付書に記載された場所に納めてください。					
・ 「笛吹市社会体育施設条例」及び「笛吹市学校施設の開放に関する条例」並びに裏面の「利用のきまり」を必ず守ってください。					

(裏 面)

■使用のきまり

公共施設を大切に使うよう心がけ、次の事項を守ってください。

- 1 申請目的以外の目的に施設を使用しないこと。
- 2 使用中は常に管理者の指示に従うこと。
- 3 施設等を滅失又は損傷したときは弁償すること。
- 4 利用許可以外の施設は使用しないこと。
- 5 利用許可日及び時間は守ること。
- 6 戸締りに責任をもつこと。
- 7 無許可での火気等の使用は禁止するとともに、喫煙は所定の場所以外では行わないこと。
- 8 利用が終わったら原形に復し、整備・清掃を必ず行うこと。
- 9 自動車等は指定の場所以外には乗り入れないこと。
- 10 ゴミ、空き缶、ビン等は必ず持ち帰ること。
- 11 利用許可書を他人に譲渡したり、又は交換しないこと。
- 12 その他関係条例・規則を必ず守ること。
- 13 きまりを守らない場合は、利用を許可しないこともある。

■体育施設利用調整会議

- 1 事前申請 調整会議の5日前までに事前申請(予約)を行う。
- 2 会議日 利用予定月の前月(毎月第2水曜日)に行い、その日が祝祭日の場合は翌日行う。
- 3 会議時間 前期(5月～9月) 午後8時～午後9時
後期(10月～翌4月) 午後7時30分～午後9時
- 4 会議場所 石和地区… スコレーセンター
御坂地区… 市役所御坂支所
一宮地区… いちのみや桃の里スポーツ公園体育館
八代地区… 若彦路ふれあいスポーツ館
境川地区… 境川総合会館
春日居地区… 春日居めぐり情報ステーション
芦川地区… 市役所芦川支所

定時申請により社会体育施設の利用の許可を受けようとする者及び団体は、社会体育調整会議に必ず出席してください。出席しないと使用できないこともあります。

(旧)

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 印

体 育 施 設 利 用 許 可 書

次のとおり施設の使用を許可します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒 TEL			
	氏 名		代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄		教育委員会記載欄(記入しないでください。)			
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日()	A・P ~A・P	時間		円	円
減額	— 円	納入額 合計			円
許可条件					
・ 上記金額を、所定の納付書により、納付書に記載された場所に納めてください。					
・ 「笛吹市社会体育施設条例」及び「笛吹市学校施設の開放に関する条例」並びに裏面の「利用のきまり」を必ず守ってください。					

(裏 面)

■使用のきまり

公共施設を大切に使うよう心がけ、次の事項を守ってください。

- 1 申請目的以外の目的に施設を使用しないこと。
- 2 使用中は常に管理者の指示に従うこと。
- 3 施設等を滅失又は損傷したときは弁償すること。
- 4 利用許可以外の施設は使用しないこと。
- 5 利用許可日及び時間は守ること。
- 6 戸締りに責任をもつこと。
- 7 無許可での火気等の使用は禁止するとともに、喫煙は所定の場所以外では行わないこと。
- 8 利用が終わったら原形に復し、整備・清掃を必ず行うこと。
- 9 自動車等は指定の場所以外には乗り入れないこと。
- 10 ゴミ、空き缶、ビン等は必ず持ち帰ること。
- 11 利用許可書を他人に譲渡したり、又は交換しないこと。
- 12 その他関係条例・規則を必ず守ること。
- 13 きまりを守らない場合は、利用を許可しないこともある。

■体育施設利用調整会議

- 1 事前申請 調整会議の5日前までに事前申請(予約)を行う。
- 2 会議日 利用予定月の前月(毎月第2水曜日)に行い、その日が祝祭日の場合は翌日行う。
- 3 会議時間 前期(5月～9月) 午後8時～午後9時
後期(10月～翌4月) 午後7時30分～午後9時
- 4 会議場所 石和地区… スコレーセンター
御坂地区… 御坂農村環境改善センター
一宮地区… いちのみや桃の里スポーツ公園体育館
八代地区… 若彦路ふれあいスポーツ館
境川地区… 境川総合会館
春日居地区… 春日居めぐり情報ステーション
芦川地区… 市役所芦川支所

定時申請により社会体育施設の利用の許可を受けようとする者及び団体は、社会体育調整会議に必ず出席してください。出席しないと使用できないこともあります。

笛吹市役所支所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市役所支所設置条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市役所支所設置条例施行規則(平成16年笛吹市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「農村環境改善センター」を削る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

議案第13号（9月）

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正
する条例について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年 笛吹市条例第 191 号) 笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市御坂中央弓道場を除却することに伴い、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>御坂中央弓道場を除却することに伴い、条例中社会体育施設の名称及び位置を規定する第 2 条の表並びに使用料(利用料金)を規定する別表から、御坂中央弓道場を削る。</p>
<p>経過</p>	<p>御坂中央弓道場は、建設後 40 年以上が経過して建物が老朽化していることから、令和 3 年 3 月に策定した個別施設計画(社会体育施設編)において、隣接施設の廃止に併せ除却を行い、管理方針で成田弓道場に機能を移転することとしている。 これを踏まえ、令和 4 年 1 月 17 日の懸案協議において、隣接施設である御坂農村環境改善センターと同時に除却し、その機能を廃止することとなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>なし</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 5 年度当初予算計上 なし (子育て支援課で除却費、教育総務課で改修費を当初予算に計上)</p>
<p>その他</p>	<p>御坂地区には 2 か所の弓道場があるため、令和 5 年度施設を集約し、中央弓道場の廃止に伴う成田弓道場の設備改修を行う。 御坂農村環境改善センターの機能移転先である御坂生涯学習センターの供用開始日が未定のため、当該供用開始日の確定を受けて笛吹市社会教育施設条例の一部改正が施行されたとき、本条例も施行する。</p>

議案第 55 号

笛吹市社会体育施設条例の一部改正について

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会体育施設条例(平成 16 年笛吹市条例第 191 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笛吹市御坂中央弓道場の項を削る。

別表の 3 の表中

笛吹市御坂中央弓道場
笛吹市御坂成田弓道場

を

「
笛吹市御坂成田弓道場
」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

笛吹市御坂中央弓道場を除却することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

議案第14号（9月）

笛吹市中学校地域移行検討委員会設置 要綱の制定について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱
趣旨目的	本市の中中学校部活動地域移行に係る方向性を検討するため、委員会を設置する。
概要	<p>これまで教員が受け持っていた休日の部活動の指導を地域のスポーツ団体、民間企業、競技団体等へ移行していくに当たっては、生徒の望ましい成長を保障できるよう地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備していく必要がある。</p> <p>そのため、今後の市立中学校における部活動の地域移行に向けた課題を検討する委員会を設置し、その所掌事務、組織、委員の任期、会議等について定めるものとする。</p>
経過	<p>令和 4 年 12 月スポーツ庁及び文化庁は令和 4 年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成 30 年度に策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で全面的に改定し、新たに学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定した。</p> <p>このガイドラインの中で、令和 5 年度から 7 年度を改革推進期間とし、休日における部活動の地域移行について地域の実情に応じ可能な限り早期の実現を目指す方針が示された。</p> <p>以上のことから、笛吹市立中学校の休日部活動の地域移行に向けた方向性などを検討するため検討委員会を設置する。</p>
関係法令	<p>教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)</p> <p>スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)</p>
予算措置	令和 5 年度 9 月補正予算計上予定 383 千円
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備するとともに、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、部活動の地域移行に関し必要な事項を検討するため、笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動の運営方法や支援に関すること。
- (3) 生徒、教職員、保護者、関係団体等への調査に関すること。
- (4) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 笛吹市立中学校の代表
- (2) 笛吹市スポーツ推進委員会の代表
- (3) 笛吹市スポーツ協会の代表
- (4) 笛吹市文化協会の代表
- (5) 笛吹市スポーツ少年団の代表
- (6) 笛吹市総合型地域スポーツクラブの代表
- (7) 公益財団法人ふえふき文化スポーツ振興財団の代表
- (8) 笛吹市PTA連合会の代表
- (9) 教育部長
- (10) その他教育長が必要と認める者

3 前項各号に掲げる者のほか、第2条各号に掲げる事項について、指導助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、委員長にあつては1回当たり6,500円、委員にあつては1回当たり6,000円の謝金を支給することができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育委員会生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。